

◎市長（角光雄君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

公共施設の管理体制については、詳細に総務部長より説明をいたします。

指定管理者の歳出基準については、観光推進部長より答弁をさせます。

今、小川議員から地方自治体あるいは地域振興公社、そして第三セクター、それぞれの企業のあり方についてのお話がありました。

確かに、おっしゃるとおりのことでありますけれども、これは民間企業であればそのとおりのことができると思うんですけれども、公の自治体というのはなかなかその辺が難しいところがあるわけです。けれども、そういう努力は常にすべきですし、できることは大いにやるということが大切であろうかなというふうに思います。

そういう面では、議会の議員の皆さんも大なたを振って、そして改革をするというようなことを御協力をいただければ、幸いかなと思います。というのは、それぞれの施設を統廃合する、あるいは転用をする、売却する、こうなりますと、それぞれの地域が絡んでまいります。

当然、それぞれの地域の議員の皆さんは、やはり地域のことを考えますから、どうしてもその点の地域エゴというものは出る。これはもう当然であります。私も議員を経験して、そういうことも切実に知っておりますから、そういう中で、どういうふうにしていわゆるこうした公の施設を統廃合や転用や売却ができるかということは、極めて厳しいものがあるということだけは、ひとつ御理解を賜りたいと。しかし、大筋おっしゃるとおりだと、私は思います。

そこで、私が答弁する問題は、初めに公の施設の統廃合や転用・売却についてであります。

公の施設の見直しにつきましては、昨年度検討を行い、行財政改革推進本部会議において、8つの施設を廃止する施設、9つの施設を当面休止し、廃止を検討する施設として指定をいたしたところでございます。

本年度においては、内部委員会として公共施設あり方検討委員会を設置いたしまして、主に観光施設や体育施設を中心に費用対効果を検証し、廃止や地元運営も視野に入れた抜本的な見直しを検討することといたしております。

さらに、来年度には新たな外部の方々で組織をする検討委員会での御協議をいただき、議会での協議を踏まえパブリックコメントを実施することといたしております。

これらの意見を踏まえて、公の施設の統廃合や転用・売却を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、指定管理者制度についてであります。

本市においては、平成18年度から本格的に指定管理者制度を導入し、現在241施設が制度導入施設となっており、そのうち公募により選定されたのは45施設であります。

公募による選定に当たっては、観光施設等収益が見込まれる施設を中心に行いましたが、結果的には6施設を除く39施設については、今ほどもお話があったように、地域振興公社以外の応募はございませんでした。

指定管理期間は5年間を基本としており、そのほとんどの施設が平成23年度3月末で期間満了となりますので、平成22年度には改めて公募を実施することとなります。

その際には、小川議員の御提案のとおり、公募による選定の拡大及び応募資格を市外の法人等に門戸を広げることといたしたいと考えておるところであります。

ただ、ここで問題がございます。これらの管理運営につきましては、大方地域振興公社が現在委託管理をしていることは間違いございません。

そこで、スキー場につきましては、御存じのように民間企業に管理委託をしたわけです。これまでスキー場に配置していた地域振興公社の職員というのは、相当おりました。その方の仕事を民間等に管理委託をしますと、結局地域振興公社の職員はそれだけ必要でなくなるわけですね。そうでしょう。そうしますと、その職員の処遇をどうするかということなんです。

御存じのように、地域振興公社は、私が市長になる前からできておるわけですがけれども、職員は公務員並みの職員採用制度をとっておりまして、ですから、この管理を委託したから、職員は少なくともよくなったから、簡単にあんたあすから解雇しますということとはできないのです。

現実に関、地域振興公社でも相当の職員数がございます。臨時職員もおいでるわけですがけれども、そうしますと、そうした施設をただ単に民間に委託して、それでよいというわけにはいきません。

実は、今年4月、地域振興公社から、「これだけの職員をもう解雇せざるを得ないけれども、しかし、現在の規約ではそれはできません。だから、何とか、市長努力をしてほしい。」ということで、御存じのように石川県立の白山ろく少年自然の家と白山青年の家の2つの施設管理は、実は県が民間へ委託することを決めていたので、「ぜひともうちのほうでお願いします。」と頼みました。それからまた、何人かの職員をクリーンセンターのほうへ配置をした。こういうような苦労が要るわけでありまして。

ですから、公募し、できるだけ市外の法人も入れて、門戸を広げて公募するということになりますと、そこに地域振興公社の職員をどういうふう配置するか、そういう点が非常に大きな問題に今なっておるわけでありまして、その辺も私は心配しておりますけれども、ただ、やはり民間に公募をするということになりますと、公募にこたえる民間企業は、その管理委託を受けることによって、どれだけかの利益がなくては受けません。

そうしますと、地域振興公社はいつまでも利益のないものだけを運営していかなければならんという、常に市と地域振興公社との問題が回っているというか、そういうようなことを考えると、非常にこの辺はやはり難しいわけでありまして、できたら本当は整理して、統合なり、廃止なりということができれば、一番私はこの辺はいいんじゃないかなという

ふうに思います。

しかし、まだ指定管理料の精算については、指定管理者の営業努力により収益が増加しても、基本協定書に定めることにより、市への返納の必要がないとすることも可能であると思います。その面もこれからは、大いに検討もせねばならんというふうに思っております。その辺は、小川議員のおっしゃるとおり、同感でございます。

最後に、公社及び第三セクターなどの経営健全化についてにお答えいたします。

きのうの小島議員の御質問でお答えいたしましたとおり、財政健全化法の施行によりまして、地方公社、第三セクターの経営状況が市の財政指標に反映されることにより、より一層第三セクターの健全な経営に努めなければならない状況となってまいりました。

第三セクターの抜本的な見直しについては、行財政改革実施計画に基づき、これまで今ほども小川議員がおっしゃいましたように、河内振興公社の民営化や白山市松任農業公社の解散など、順次進めております。

今後は、市が100%出資しているセイモア内尾やツウワン白峰を速やかに整理してまいりたいと考えております。設立当初の目的を達成した第三セクターについては、関係者と協議しながら、完全民営化もしくは廃止する方向で検討していきたいというふうに考えております。

地域振興公社については、合併時に8つあった公社を白山市地域振興公社と体育施設管理公社の2つに統合し、昨年度、さらにこの2つを統合して公社のスリム化を図ってまいりました。

また、白山市地域振興公社の中間決算については、原油高騰の影響もありましたが、ほぼ前年並みの売り上げになると、現在は聞いておるところでございます。

なお、詳細については、現在取りまとめておる最中でございます。資料がそろい次第、議会のほうにも御報告申し上げたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

あと2つの御質問については、それぞれ所管の部長から答弁をさせます。